

解体工事業の建設業許可に係る経過措置の終了について



平成31年6月1日以降、「解体工事業」の許可に係る経過措置が終了し、「とび・土工工事業」の許可では、解体工事を請け負うことができません。

引き続き解体工事を請け負う場合は、平成31年5月末までに「解体工事業」の許可を受けてください。

- ※1： 経過措置終了（平成31年5月31日）以前に請け負った解体工事を、同年6月1日以降も引き続きで施工する場合でも許可が必要となります。
 ただし、経過措置終了までに解体工事業の許可申請をしていれば、経過措置終了後も許可又は不許可の処分があるまでは、引き続き解体工事業（既に請け負った工事の施工を含む。）を営むことができます。
- ※2： 解体工事の場合、軽微な工事（工事1件の請負金額が500万円未満の工事）のみを請け負う場合でも建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録が必要となりますので、ご注意ください（「土木工事業」、「建築工事業」、「解体工事業」のいずれかの建設業許可を受けている場合は、登録不要です。）。

